

和歌山県監査公表第3号

令和2年9月2日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月5日

和歌山県監査委員 保田 栄一
和歌山県監査委員 河野 ゆう
和歌山県監査委員 秋月 史成
和歌山県監査委員 川畑 哲哉

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 委託料、光熱水費の支出において、履行確認が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支出事務における履行確認の徹底を関係職員に周知するとともに、審査体制の見直しを行った。</p> <p>(2) 「備品の現在高と現物との照合」の結果、現物確認できなかった備品について、不用決定等所要の手続を行った。併せて、和歌山県立こころの医療センター財務規程（昭和53年和歌山県規則第77号）及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に則った適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。</p>

2 和歌山県流域下水道事業会計

監査実施年月日 令和2年7月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>パフォーマンスチャージ料の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(1) 履行確認を実施していなかった。</p> <p>(2) 日付の記載のない請求書を受領し、收受印の押印も行っていなかった。</p>	<p>注意事項</p> <p>会計事務の手引き等を参考に課内職員の研修を実施するとともに、不適切な事例が起りやすい項目についてのチェックリストを作成し、出納事務の際に確認を行うよう、事務の改善を図った。今後このようなことのないよう、適正な事務処理に努める。</p>